

施設内療養を行う介護施設等への補助について（令和5年10月1日以降）

<p>補助概要</p>	<p>○ 利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等に補助を行う。</p> <p>※1 ①～⑤等の実施をチェックリスト（参考様式2）で確認</p> <p>① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供 ② ゾーニング（区域をわける）の実施 ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整 ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察、 ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認</p> <p>※2 次の①～③の実施を確認し、チェックリスト（参考様式3）を事前に県へ提出していること</p> <p>① 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に次の対応を行う医療機関を確保していること ・施設からの電話等による相談への対応 ・施設への往診 ・入院の要否の判断や入院調整</p> <p>② 感染症の予防及びまん延防止のため研修及び訓練を実施していること</p> <p>③ 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施していること</p>
<p>補助額</p>	<p>施設内療養者1名につき、5,000円／日 <令和5年10月1日以降の施設内療養者> (一人当たり最大7万5,000円)</p> <p>○ さらに下記の要件を満たす場合は、施設内療養者1名につき5,000円／日を追加補助 (通常分とあわせて最大15万円) (※)</p> <p>小規模施設等（定員29人以下）にあっては施設内療養者*が4名以上、大規模施設等（定員30人以上）にあっては施設内療養者*が10名以上いる。</p> <p>*発症日から起算して10日以内の者(発症日を含めて10日間)とする。ただし、発症日から10日間を経過していなくても、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快(注2)から24時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記※1の①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで(注3)「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで「施設内療養者」であるものとする(ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする)。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。</p> <p>注1 無症状患者(無症状病原体保有者)について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者(当該検体採取日を含めて7日間)を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過していなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記※1の①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。</p> <p>注2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。</p> <p>注3 療養期間中であっても、上記※1の①～⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。</p> <p>※追加補助の限度額は、小規模施設等（定員29人以下）は200万円／施設、大規模施設等（定員30人以上）は500万円／施設</p>
<p>対象サービス</p>	<p>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、短期入所療養介護</p>